

諮問(情)第 47 号

答 申

第 1 審査会の結論

教育長（以下「処分庁」という。）が行った、札幌市教育委員会と〇〇弁護士との間の委任契約書の公文書公開請求に係る一部公開決定について、不服申立てのあった契約金額の部分は、公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 18 日付けで、札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、「札幌市教育委員会と〇〇弁護士との間の委任契約書（平成 22 年 4 月から同 25 年 2 月まで。訴訟委任契約書を除く。）」の公開を求める請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 原決定及び非公開部分

処分庁は、本件請求に係る対象公文書として、委任契約書 3 通（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成 25 年 4 月 1 日付けで一部公開決定（以下「原決定」という。）を行った。

原決定において、非公開とされた部分は次のとおりである。

- (1) 当該契約の対象者名及びそれが判明する部分
- (2) 委任している事案内容の一部及び契約金額

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、平成 25 年 4 月 3 日に、処分庁の上級行政庁にあたる諮問庁に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨**1 審査請求の趣旨**

原決定を取り消し、契約金額を公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

条例第 7 条第 5 号オに該当するとして契約金額を非公開としているが、その具体的な理由の説明がない。案件や目的ではなく、弁護士費用を公開することが当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとは到底考えられない。

第 4 諮問庁の説明要旨

委任契約書中の契約金額については、公開することにより、所期の成果が得られにくくなり、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、条例第 7 条第 5 号オの規定に該当するものと判断する。

第 5 審査会の判断

1 契約金額について

当審査会が、本件対象公文書を見分したところ、契約金額の部分は、公開することの公益性との比較衡量において、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすものであるとまでは認められなかった。よって、条例第 7 条第 5 号オには該当しないため、原決定を取り消し、公開すべきである。

2 その他

審査請求人は、前記第 3、2 の審査請求の理由のほか、教育委員会の対応等について種々主張しているが、これらは本件不服申立てに係る公開・非公開の判断に直接関係しない主張であり、当審査会で判断する事柄ではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 5 年 6 月 3 日	諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成 2 5 年 6 月 1 1 日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請

平成25年 6月28日	審査請求人の意見書を受理
平成25年 7月 3日	諮問庁に意見書を送付
平成25年 7月31日	諮問庁の意見書を受理
平成25年 8月 1日 (第117回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成25年 8月14日 (第118回審査会)	審査請求人からの意見聴取
平成25年 8月22日 (第119回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成25年 9月12日 (第120回審査会)	審議
平成25年 9月18日	答申